

（騒音防止装置）

- 第30条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 2 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。
- 3 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を第1項の基準に適合させるものでなければならない。